

## 社会福祉法人の決算

### ～ 決算業務が大変と言われる理由を解説 ～

すべての社会福祉法人は、毎年3月31日が決算日です。これは、社会福祉法人の会計年度は「毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする」と社会福祉法で定められている（社会福祉法第45条の23第2項）からです。今回は、社会福祉法人の決算業務が大変と言われる理由を会計担当者の視点からご紹介します。

#### 【決算とは何か】

一般に決算とは、会計期間における活動の状況、資金収支の状況及び期末時点での財政状態を利害関係者に報告をして、利害関係者の利害の調整に役立てることをいいます。社会福祉法人であってもそれは同じです。会計についてのルールは厚生労働省から省令の形で示されており、すべての社会福祉法人はこの省令に則って会計処理及び決算を行うことになります。

#### 【何を作成するのか】

社会福祉法人が決算において作成しなければならないものは、計算書類及び附属明細書と財産目録です。様式は省令で厳格に決められており、これらの様式に従って下記書類を作成します。

- ▶ 資金収支計算書
- ▶ 事業活動計算書
- ▶ 貸借対照表
- ▶ 附属明細書並びに財産目録

作成したこれらの書類は、理事長に提出されたのち、法人の監事により監査を受け、その後理事会で審議されます。理事会で承認された後、理事会から2週間以上間をおいて開催される評議員会で最終承認を得て確定します。

#### 【社会福祉法人の決算が大変な理由】

毎年6月末までに評議員会で承認される必要がありますので、4月～6月の間、会計担当者は大忙しです。そのため承認までの期間がタイトであることが社会福祉法人の決算が大変とされる理由のひとつですが、それ以外にも特有の理由があります。ひとつは、資金収支計算書を作成しなければならないこと、もうひとつは、行政からの委託費や補助金等が年度を超えてから清算されることが多いことです。



## 1. 資金収支計算書の作成が必要

通常の株式会社等は損益計算書と貸借対照表を作成しますが、社会福祉法人ではこれらに加えて、資金収支計算書を作成しなければなりません。これは昔から社会福祉法人では資金収支計算が主であり、行政からの委託費を予算通り使い切って見せることが会計の主たる役割であったことの名残です。社会福祉法人で作成する資金収支計算書は、株式会社等が作成するキャッシュフロー計算書に似ていますが、作成の仕方は大きく異なり、損益計算書から作成するのではなく、資金収支計算書を作成するための仕訳を取引事実から直接起票します。そのためひとつの取引から仕訳が2本作られます。ひとつは貸借対照表と事業活動計算書（損益計算書）を作成するための仕訳、もう一つが資金収支計算書を作成するための仕訳です。この特殊な起票方法が社会福祉法人の会計を難しくしている大きな要因であり、決算業務も複雑になります。

## 2. 委託費や補助金等の精算時期

社会福祉法人の決算が大変な理由のもうひとつは、行政からの補助金や委託費等の精算のタイミングにあります。決算終了後3ヶ月以内に資産総額の変更登記をしなければならないために決算承認の理事会を5月下旬に設定することが多い一方で、行政の出納閉鎖が5月末日であるため、前年度の補助金や委託費の精算などが5月下旬まで行われることがあります。そうしますと5月末まで決算数値が固まらない事態となり、理事会に先立つ監事監査の日程との絡みで神経をすり減らすこととなります。



### 【社会福祉法人の決算書は公開される】

大変な思いをしてようやく完成した決算書は一定期間公開され、インターネット環境を通して、誰でも見ることができます。損益状況に関わらず決算書はすべて公開され、当事者だけでなく同業他社との比較対象になります。社会福祉法人は決算情報だけでなく、役員の状況や借入金の状況など、あらゆる情報が閲覧できる状態のため一切の隠し事ができない仕組みになっています。福祉サービスの利用を検討している方はどのサービス提供者を利用するかを検討材料として閲覧したり、また同業他社は連携や、場合によっては買収や事業譲渡の対象として閲覧したりするかもしれません。

良質なサービスを提供し続けた結果としての決算書は、様々な方々がそれぞれの立場から注視しているのです。